

受贈者が未成年者である場合の取り扱い

Q 私（仮名：南方）は、孫4名に相続税対策として、毎年現金の贈与を考えています。孫は未成年です。相談内容として、そもそも、未成年者に贈与することはできるのでしょうか？また、贈与可能な場合、未成年者に対する贈与のメリットと注意すべきことを教えてください。

A 未成年者に対する贈与は可能です。

また、孫への相続税対策の**メリット**は以下のとおりです。
メリット① 孫へ贈与することで、**相続税や贈与税の負担を1世代回避**することが可能です。
メリット② 原則として、7年以内の贈与財産の**相続財産への持ち戻しの対象外**です。

解説

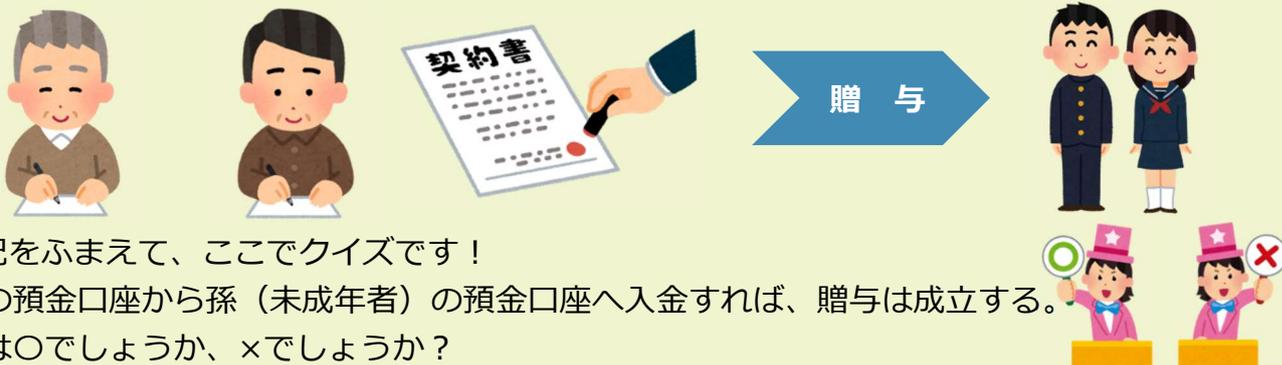
○注意すべき点

祖父から幼少である孫に贈与する場合、祖父の贈与の意思表示に対する**受贈を承諾する意思表示が困難**であり、贈与が成立していないと考えられます。

しかし、**親権者が代表権を行使**して、孫（親権者からすれば子）に代わって贈与の受託の意思表示をすれば贈与は成立します。

ポイントは、親権者が受贈者（未成年者）に代わって、受諾する意思表示を**対外的に示す**ことです。

そのためには、きちんと**贈与契約書**として書面を残すことをおすすめします。



上記をふまえて、ここでクイズです！
 祖父の預金口座から孫（未成年者）の預金口座へ入金すれば、贈与は成立する。
 これは○でしょうか、×でしょうか？

正解は△です。

現状、贈与の成立要件を十分に満たしているとはいえません。

当事者同士は、預金の振替手続きにより、贈与の成立が認められます。

しかし、対外的（税務署等）に、預金の振替だけでは親権者が本当に同意したかどうか、分かりません。

よって、未成年者の場合は、**親権者1名の同意を必ず書面に残すこと**をおすすめします。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

解説動画公開中！

